

海老名市地域緑化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、海老名市内における地域緑化の推進のため、地域の緑化事業を行う団体が実施する緑地等整備事業及び緑地等管理事業に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げる事業とする。

- （1） 緑地等整備事業 市等から提供された公共の用地を新たに5平方メートル以上の緑地又は花壇として造成し、整備する事業であって、第4条に規定する補助の対象となる経費が20,000円以上のもの
- （2） 緑地等管理事業 5平方メートル以上の既存の緑地若しくは花壇への草花の植付け若しくは低木の植樹又は当該緑地等を管理する事業であって、第4条に規定する補助の対象となる経費が21,000円以上のもの

（補助対象団体）

第3条 補助の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 自治会、企業、有志等で構成された団体
- （2） 当該団体の構成員が原則として5名以上の団体
- （3） 海老名市内で主たる活動を行っている団体
- （4） 活動内容が法令等に抵触していない団体

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち原材料又は消耗品の購入費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の額の範囲内で、別に定めるものとする。

ただし、緑地等整備事業は30,000円、緑地等管理事業は35,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、海老名市地域緑化事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（1） 収支計画書

（2） 補助金の交付を受けようとする団体を構成する者の氏名及び住所が確認できる書類

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、海老名市地域緑化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（補助事業の変更又は中止）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、海老名市地域緑化事業補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは海老名市地域緑化事業補助金変更・中止決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに海老名市地域緑化事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

（1） 緑地等整備に係る収支決算報告書（第6号様式）又は緑地等管理に係る収支決算報告書（第7号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、海老名市地域緑化事業奨励
金確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、速やかに補助金の交付請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補
助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該
取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期日を定めて、取り
消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い補助金の返還を命ずるときは、海老名市
地域緑化事業補助金返還通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当
該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

《平成28年4月1日・一部改正》